

施設整備計画書作成のための基礎数値について

永井保育園の建物整備について、現時点では平成29年度以降の国の補助制度は未定となっております。

今回の移管申込に当たり、申込書様式6については、次のとおり平成28年度保育所等整備交付金により算出した内容を参考として、積算してください。

なお、保育所等整備交付金において、法人の負担分について、保育所移管の際には、盛岡市で単独補助を予定しております。

○ 定員 100人（10人定員増）の場合

（単位：円）

項 目	補助金交付額 (交付基準額の3/2)	内 訳		
		国負担分 (交付基準額)	市負担分 (交付基準額の1/8)	市単独補助分 (交付基準額の3/8)
保育所本体	/	11,450,000	/	/
開設準備費加算		150,000		
設計料加算		572,000		
計	18,258,000	12,172,000	1,521,000	4,565,000

（注1）実際の補助額について、この金額を保証するものではありません。

（注2）保育所等整備交付金では、保育所本体工事部分が補助対象となっており、外構工事（門扉設置工事、フェンス工事など）や大型遊具設置工事などは対象外となっております。

（注3）設計料加算は、国からの交付金内示前に契約を行ったものは補助対象外となっておりますのでご注意願います。